

法務講座 ①

時効について (1)

商行為の「時効」は5年です。ご注意ください。

寺本法律会計事務所
弁護士
磯井 美葉

今回は、債権管理の上でも重要な、「時効」の問題について書いてみます。

●刑事手続における時効

「時効」ということは、みなさんも何度か耳にしたことがあると思いますが、一口に「時効」といっても、いくつもの種類があります。まず、「テレビや新聞などで、もっともよく登場するのは、刑事手続における時効でしょう。これは、犯罪を犯した人が、犯罪行為の後、公訴を提起されることなく、つまり、裁判にかけられることがないまま、一定期間が過ぎれば、それ以降、その犯罪行為について、裁判にかけられることはない、という制度です。

この期間は、犯罪の種類によって決まっております。重い罪ほど、時効にかかる期間は長くなります。

よく知られている事件としては、三億円事件や、江崎グリコ社長の身代金誘拐事件、最近のものでは、朝日新聞阪神支局襲撃事件などがあります。

刑事手続上の時効には、この、いわゆる「公訴時効」のほかに、もうひとつ、「刑の執行の時効」というものがあります。実際上問題になることはほとんどありません。

●民事上の時効

ところで、皆さんの日常により深く関わるのは、民事上の時効です。民事上の時効にも、大きく分けて二種類あります。

ひとつは、「取得時効」と呼ばれるものです。これは、ある物を一定期間占有している(ここで、占有しているというのは、持っている、所持している、と考えていただいでかまいません)

ん」と、他人の物であっても、占有していた人の物になる、という制度です。

他人のものと知らずに、他人のものを占有していた場合は10年、他人のものと知りながら占有していた場合でも、20年経つと、時効によって取得することができます。

もうひとつは、「消滅時効」と呼ばれるものです。これは、ある人に対して債権を持っているも、一定期間放置しておく、債権が消滅してしまうという制度です。債権管理という意味では、この「消滅時効」がもっとも問題になります。

●時効の起源

本来ならば権利のあるものが、他人に移ってしまったら、消滅してしまったりするとは思議な制度ですが、このような制度は古くローマ帝国の時代からあるといわれています。

どういう理由で設けられた制度なのかについては、法律上はさまざまな見解がありますが、一般に言われているのは、「一定の事実状態が長く続いた場合、それが法律上の権利関係と異なっているも、混乱を防ぐために、事実状態の方を保護するためである」とか、「長い時間が経つと、法律関係について証明する手段がなくなってしまうことが多いので、一律に事実状態の方を保護することによって済ませようとするものである」というものです。

●債権管理の上で重要な「消滅時効」

さて、ここでは、特に、債権管理の観点から一番問題となることの多い、「消滅時効」に

ついて説明します。

「消滅時効」の原則は、民法では10年です。つまり、例えばある人に対してお金の支払いを請求する権利を持っていたも、10年間何もせずに放っておくと、その権利を相手に対して主張できなくなるということなのです。但し、この10年というのは、あくまでも原則で、さまざまな例外があります。

また、商行為といわれるものについては、商事時効の規定が適用されます。商行為という概念にも、厳密には様々な内容がありますが、営利活動を行う、商人や会社などの行為は基本的に商行為であるとされています。ですから、農業法人の皆さんについても、営業のために行う行為は商行為ということになり、そこから発生する債権債務については、民法上の原則ではなく、商事時効が適用されます。なお、商事時効の時効期間は、5年です。民法上の原則より短くなっているので、注意が必要です。

このほかに、重要なものとしては次のものがあります。

◇労働基準法による給料(2年で時効)
ただし、これは通常の賃金であって、退職金は5年です。

◇不法行為による損害賠償請求権(3年で時効)
これは、一般的な取引とはちよと異なるものですが、実際には様々な場面で問題になります。

また、次のような短期消滅時効があります。ただし、これらについて時効が問題になるケースはそれほど多くはありません。

- ◇3年で時効
 - ①医師、産婆、薬剤師の治療行為、調剤等に関する債権
 - ②技師、棟梁、請負人の工事に關する債権
- ◇2年で時効
 - ①弁護士、公証人の職務に關する債権
 - ②生産者、卸売商人、小売商人が消費者に対して販売した商品の対価
- ◇1年で時効
 - ①運送料
 - ②料理店、旅館、娯楽場などの食事代金、利用料など

では、時効により債権が消滅してしまわないようにするために、どのような方法があるでしょうか。その点については、次回で解説することになります。

法人協会ニュース

■外国人研修生受入れ事業に関して

「外国人研修生受入れの勧誘が来ているのだけど」というお話を、会員さんから幾つか頂きました。送出機関や仲介機関の中には悪質なところもあると思われます。そうした機関からの勧誘を受け、疑問な点や不審な点がありましたら、事務局までご連絡下さい。なお外国人研修生受入れは本協会でも対応していますので、事務局までご相談下さい。

■「丸ビルイベント」に関する素材ご提供のお願い

7月3～5日、東京丸の内では食農をテーマとしたイベントが開催されます。このイベントのディスプレイ・飲食用として野菜等を無償提供していただける方を募集します。急なお話で申し訳ございませんが、ご提供頂ける方は6月28日までに事務局までご連絡下さい。

今後のスケジュール

- ◇6月29日
農業法人合同会社説明会
(名古屋：愛知県中小企業センター)
- ◇7月1、2日
四国ブロック研修会
(徳島県徳島市)
- ◇7月6日
農業法人合同会社説明会
(仙台：仙台サンプラザ)

「AgriBusiness 経営塾」103号
2002年6月27日発行



発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel : 03-5156-0365
Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
HP : http://www.nca.or.jp/hojin/